

令和4年度
成長分野における即戦力人材輩出に向けた
リカレント教育推進事業

審査要領

文部科学省総合教育政策局

令和5年1月

1. 審査体制

成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（以下「本事業」という。）の審査は、別途公募する外部の補助実施機関※において、有識者からなる「【仮称】成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査とその後の委員による審議にて行います。選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ決定します。

※「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（審査・評価事業）」の実施機関（営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人又は独立行政法人）を指す。

2. 審査方法

（1）書面審査

- ・書面審査は、委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された企画提案書に基づき、後述の「3. 審査に係る評価項目」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができることとします。

（2）書面審査後の合議審査

- ・委員会は書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・委員会は、企画提案書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができることとします。

（3）選定機関の決定

- ・文部科学省において、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。

3. 審査に係る評価項目

審査においては、企画提案書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、特に下記の観点について審査します。

（1）計画の適切性

- ・各メニューの事業の目的に沿った内容の計画となっているか。
 - ・事業規模、地域、分野等を踏まえた意欲的な数値目標が設定されているか。
 - ・数値目標の妥当性について、根拠が示されているか。
- （例：受講者数、就職・就業率、部分受講者数、受講生の評価、企業等の評価、プログラム活用企業数、連携大学数 等）

（2）事業推進体制

- 学内体制の構築

- ・学内規程等で定められた又は、理事長あるいは学長、担当理事、学部長、学校長等直属のリカレント教育担当部署を設置（補助期間中の設置予定含む）しているか。
- ・リカレント教育推進に關与する学内教員へのインセンティブ措置に關する学内規程等を整備（補助期間中の整備予定含む）しているか。

（例：教員評価上の優遇措置、給与・賞与・手当等の措置 等）

- ・メニューDのみ：構築・パイロット実施されたプログラムを基とするリカレント教育学位プログラムを、事業実施期間終了後に構築することが前提となっているか。

また、大学において大学院のリカレント教育に係る組織内改革（ディプロマ・ポリシーにリカレント教育に關する内容を規定、恒常的な教育実施体制を構築する等）に向けた具体的な計画内容となっており、当該大学院におけるリカレント教育に係る現状と課題を踏まえた上で、本事業による組織内改革に係る取組が、その解決に繋がるものであることが明確になっているか。

○外部機関との連携

- ・下に例示する外部機関も参画して構成する事業実施委員会を設置しているか。

例：事業実施委員会への参画を想定される機関等

企業、業界団体、労働局、地方公共団体、大学等教育機関、民間団体、経済産業省が実施する地域DX促進活動支援事業における支援コミュニティ 等

- ・各連携機関が果たす役割を明確にし、実現性の高い計画となっているか。

(3) リカレント教育プログラムの開発・実施

- ・開発するプログラムの内容は、地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえたものとなっているか。なお、既存のプログラムがある場合は、補助金を活用することにより、当該大学におけるリカレント教育のさらなる充実が見込まれるか。
- ・プログラム分野のニーズに応じて、就職や転職等のキャリアアップに資する必要な資格、知識及び技能を習得できる内容となっているか。

（例：募集方法、教育内容（授業科目等）、教員体制、授業時間数、教育方法、学修成果 等）

- ・オンラインやオンデマンド、授業動画掲載など、社会人が受講しやすい工夫や企業等が部分的な受講を促しやすい工夫を取り入れているか。
- ・ホームページやSNS等を活用した積極的かつ効果的な広報活動を取り入れているか。
- ・学習歴証明のデジタル化など、受講した者が習得した資質や能力を証明しやすいよう、学習成果の可視化等に努める計画となっているか。

(4) 事業実施計画の妥当性・効率性

- ・事業実施計画の資金規模と取組内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものといえるか）。
- ・経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。

(5) 補助期間終了後の継続性

- ・補助期間終了後は、大学等による自立・自走でプログラム実施を継続することを見据えた計画となっているか。
- ・補助期間終了後も継続してリカレント教育の推進及び取組実施が可能となる体制を構築しているか。
- ・補助期間終了後も継続してリカレント教育を実施するための財源確保や資金調達の計画を策定しているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、審査が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学等の審査を行わないこととします。

<利害関係者とみなされる場合の例>

- ・委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・企画提案書において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととします。

② 秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び実施機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。